

令和7年度



市区町村コード： 112321

市 民 税
県 民 税
森林環境税

特別徴収関係つづり

各種様式は、久喜市ホームページからダウンロードできます。

【久喜市ホームページ URL】 <https://www.city.kuki.lg.jp>

久喜市役所 市民税課 市民税第2係

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85 番地の 3

<問合せ先>

市民税課 市民税第2係

異動届出書等の書き方や提出、特別徴収税額通知書等の内容や退職所得に係る特別徴収について

収納課 収納管理係

収納確認、未納、還付の連絡、督促状の内容について

TEL 0480-22-1111 (代表)

FAX 0480-23-6905

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者様へ

1 個人番号の利用目的について

市区町村から特別徴収義務者用の特別徴収税額通知書（電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法に限る。以下同じ。）により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務（社会保障など）には使用することはできません。

※番号法第9条第4項

（前略）法令又は条例の規定により、別表第1の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第1項又は第2項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

特別徴収義務者用の特別徴収税額通知書により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2025年5月

特別徴収義務者 様

埼玉県久喜市長



令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者の
指定及び特別徴収税額の通知について

市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収事務につき
ましては、格段のご配慮とご協力を賜り厚くお礼申し上げ
ます。

さて、本年度も地方税法第41条、第319条及び第321条
の4並びに久喜市税条例第45条の規定によって、令和7
年度市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者に
指定し、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額
を通知します。

特別徴収の納税義務者に係る市民税、県民税及び森林
環境税について、貴社から給与を支払う際、特別徴収の
方法によって徴収し、納入くださいますようお願い申し
上げます。

(目 次)

1	市民税・県民税・森林環境税の特別徴収の取扱いについて	1
(1)	特別徴収とは	
(2)	月割額の徴収及び納入方法	
(3)	給与所得者異動届出書等の提出について	
(4)	退職者等の未徴収税額について	
(5)	復職者や中途採用者等を特別徴収に切り替える場合	
2	特別徴収に関するよくある質問	2
3	市民税・県民税の計算	3
(1)	納税義務者	
(2)	非課税の範囲等	
(3)	市民税・県民税の計算方法	
4	森林環境税の導入について	5
(1)	森林環境税とは	
(2)	税率	
(3)	非課税の範囲等	
5	退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収の取扱いについて	6
(1)	退職所得に係る市民税・県民税とは	
(2)	納入方法及び納入期限	
(3)	計算方法	
6	eLTAX(エルタックス)について	7
7	特別徴収税額通知の電子化について	8
(1)	eLTAXを利用した特別徴収税額通知の受取方法	
(2)	受取方法等の変更依頼について	
(3)	副本データの送付廃止	
8	その他	9
(1)	納期の特例について	
(2)	eLTAX等による給与支払報告書の提出について	
(3)	各種様式のダウンロードについて	
(4)	納期限を過ぎた場合の延滞金について	
9	各種様式記載例	10
	納入書記載例、給与所得者異動届出書記載例等	
	公金取扱店(局)指定通知書	13
	各種様式	14

1 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収の取扱いについて

(1) 特別徴収とは

所得税を徴収して納入する義務のある事業所等を特別徴収義務者として指定し、特別徴収義務者が毎月支払う給与から、特別徴収の納税義務者に係る市民税、県民税及び森林環境税を徴収して納入する制度です。

(2) 月割額の徴収及び納入方法

ア 徴収する月及び月割額

月割額の徴収月は、6月から翌年5月までの12か月(年12回)です。特別徴収税額決定通知書に記載された納税義務者別の月割額を、各月の給与から徴収してください。

年の中で税額が変更されたときは、特別徴収税額変更通知書を送付しますので、変更された月割額を徴収してください。

イ 月割額の納入期限

当月分を翌月の10日までに納入してください。

ただし、翌月の10日が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、金融機関の翌営業日になります。

ウ 納入書について

納入書は、3連式14枚つづり(予備2枚含む)です。納入する月分ごとに1枚ずつ切り離し、取扱金融機関等(納入書裏面参照)で納入してください。

なお、年の中で税額が変更されたときは、特別徴収税額変更通知書のみ送付しますので、納入書は当初に送付したものを訂正の上、使用してください。(10ページ参照)

(3) 給与所得者異動届出書等の提出について

ア 給与所得者異動届出書

退職、転勤、休職等により特別徴収できなくなる人がいる場合は、当該事由発生日の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」(15～17ページ)を必ず提出してください。なお、転勤等により引き続き特別徴収を希望される場合は、新勤務先を経由して提出してください。

イ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

特別徴収義務者の所在地、名称、電話番号等が変更になった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」(14ページ)を必ず提出してください。

(4) 退職者等の未徴収税額について

1月以降の退職等による未徴収税額は、一括徴収することが義務付けられています。ただし、退職時の給与等が未徴収税額に満たない場合や、死亡による退職の場合は、普通徴収への切替となります。なお、12月以前の退職や国外転出する方の未徴収税額についても、一括徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

※一括徴収した税額は、徴収した日の属する月の翌月10日までに、その全額を他の納税義務者の税額と合わせて納入してください。

(5) 復職者や中途採用者等を特別徴収に切り替える場合

年の中で、普通徴収(納期限未到来の税額に限る。)から特別徴収への切替を希望する場合は、特別徴収を開始する月の前月15日までに「特別徴収切替依頼書」(18ページ)を提出してください。

2 特別徴収に関するよくある質問

Q1. 退職した従業員の特別徴収税額通知書が届いたのですが、どうすればよいですか？

A1. 「給与所得者異動届出書」(15～17ページ)を速やかに提出してください。また、納税義務者用の通知書については、個人情報に留意し破棄もしくは「給与所得者異動届出書」に同封してください。既に提出している場合は、内容を反映した特別徴収税額通知書を送付しますので、お待ちください。なお、退職した従業員様が非課税である場合も、提出をお願いいたします。

Q2. 給与支払報告書を提出しましたが、特別徴収税額通知書に記載がない従業員がいます。なぜですか？

A2. 給与支払報告書を普通徴収として提出している可能性があります。なお、特別徴収としていても、提出期限(1月31日)を過ぎて提出している場合は、反映されていない可能性があります。

いずれの場合も、給与支払報告書の内容等をご確認の上、「特別徴収切替依頼書」(18ページ)を提出してください。

また、転出等により、賦課期日(1月1日)時点の住所が久喜市以外である可能性も考えられます。その場合は対象の従業員様に賦課期日時点の住所をご確認の上、該当する市区町村にお問い合わせください。

Q3. 特別徴収税額通知書を再発行してほしいのですが？

A3. 特別徴収義務者用及び納税義務者用ともに、特別徴収税額通知書の再発行はできませんので、紛失等にご注意ください。

Q4. 従業員の税額が変更になりましたが、新しい納入書は送付されますか？

A4. 当初に送付する特別徴収税額通知書にのみ納入書を同封しております。

お手数ですが、当初に送付した納入書を訂正の上、使用してください。なお、納入書の訂正方法については、10ページを参照してください。

Q5. 入社した従業員の「給与所得者異動届出書」を前勤務先から預かりましたが、徴収していない月(空白期間)があります。この分は、まとめて徴収するのですか？

A5. 前勤務先を退職後、普通徴収に切り替えることなく、未徴収月(空白期間)がある場合は、まとめて徴収する必要はありません。未徴収税額は、新勤務先で特別徴収を再開する月以降(納期限が未到来の月)の月数により、月割額を再計算します。

Q6. 会社を合併(分割)したのですが、どのような手続きが必要ですか？

A6. 合併や分割等により、法人番号が変更となる場合や、法人成りまたは個人事業化した場合などは、指定番号が変更となります。「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」(14ページ)及び「給与所得者異動届出書」(15～17ページ)を速やかに提出してください。

※合併等により解散した会社の指定番号を継続して使用することはできません。

3 市民税・県民税の計算

(1) 納税義務者

地方税法、久喜市税条例及び埼玉県税条例の規定により、①当該年度の初日の属する年の1月1日現在当市に住所を有する個人及び②当市内に住所を有しないもので市内事務所、事業所又は家屋敷を有する個人に対し、市民税・県民税が課税されます。

(2) 非課税の範囲等

ア 市民税・県民税が課税されない人

(ア) 令和6年中に所得を有しなかった人

(イ) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

(ウ) 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で令和6年中の合計所得金額が135万円以下の人

(エ) 当市に住所を有する人で均等割のみが課せられる場合、令和6年中の合計所得金額が下記算定額以下の人

○28万円×(同一生計配偶者+扶養親族人数+1)+10万円+(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合16.8万円を加算)

イ 所得割が非課税となる人

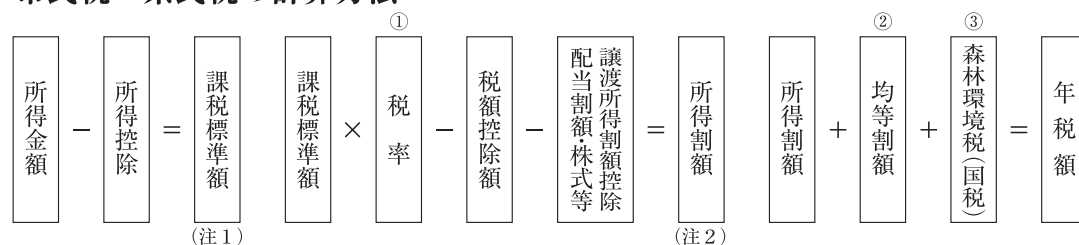
令和6年中の総所得金額等の合計が下記算定額以下の人

○35万円×(同一生計配偶者+扶養親族人数+1)+10万円+(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合32万円を加算)・・・㉑

ウ 所得割の減額調整

㉑が㉒(総所得金額等－市民税・県民税所得割の合計額)を超える人の場合、㉑－㉒の金額を市民税・県民税の所得割額から控除する。

(3) 市民税・県民税の計算方法



税率

①所得割(総合課税分) 市民税 6% 県民税 4%

②均等割 市民税 3,000円 県民税 1,000円

③森林環境税(国税) 1,000円が併せて課税されます。

(注1) 1,000円未満の端数切捨て

(注2) 100円未満の端数切捨て

ア 所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10％)又は (災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5％のいずれか低い金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 (限度額8万8千円)		
社会保険料控除等	支払金額		
生命保険料控除		支払金額	控除額
	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		

イ 税額控除

調
整
控
除

納税義務者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額 合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額 合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額							
控除の種類		金額	控除の種類	金額			
基礎控除		5万円	納税義務者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
障害者 控 除	普通	1万円	配偶者 控 除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円					
寡婦控除		1万円	配偶者 特 別 控 除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
ひとり親 控 除	父	1万円		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
	母	5万円		扶 養 控 除	一般	5万円	老人
勤労学生控除		1万円		特定	18万円	同居老親等	13万円

地震保険料控除	支払金額			控除額			
	地震保険料	50,000円以下のとき			支払金額の1/2		
		50,000円超のとき			25,000円		
	旧長期契約	5,000円以下のとき			全額		
		5,000円超15,000円以下のとき			支払金額の1/2 + 2,500円		
		15,000円超のとき			10,000円		
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円						
障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)		26万円 30万円 53万円		扶養控除	一般	33万円	
寡婦控除		26万円			老人	38万円	
ひとり親控除		30万円			特定	45万円	
勤労学生控除		26万円			同居老親等	45万円	
基礎控除	納税義務者本人の所得金額		2,400万円以下			43万円	
			2,400万円超2,450万円以下			29万円	
			2,450万円超2,500万円以下			15万円	

配当控除	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			市民税	県民税	市民税	県民税
	種類		市民税	県民税	市民税	県民税
	利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
	住宅借入金等特別税額控除					

住宅借入金等特別税額控除	前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)					
	市民税	3／5	県民税	2／5		

納税義務者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額		控除額	
	48万円超100万円以下		33万円	22万円
	100万円超105万円以下		31万円	21万円
	105万円超110万円以下		26万円	18万円
	110万円超115万円以下		21万円	14万円
	115万円超120万円以下		16万円	11万円
	120万円超125万円以下		11万円	8万円
	125万円超130万円以下		6万円	4万円
	130万円超133万円以下		3万円	2万円
	133万円超		0円	0円

配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除				
市民税		3／5	県民税	2／5
寄附金税額控除	前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4％、市民税は6％に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 埼玉県共同募金会又は日本赤十字社埼玉県支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として埼玉県又は久喜市の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として埼玉県又は久喜市の条例で定めるもの ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額)			
	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額			割合
	0円以上195万円以下			84.895%
	195万円超330万円以下			79.79%
	330万円超695万円以下			69.58%
	695万円超900万円以下			66.517%
	900万円超1,800万円以下			56.307%
	1,800万円超4,000万円以下			49.16%
	4,000万円超			44.055%
	0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)			90%

0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合
--------------------------------	--	------------

4 森林環境税の導入について

(1) 森林環境税とは

森林環境税とは、令和6年度から新たに導入され、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税であり、その税収の全額が森林環境譲与税として、都道府県・市区町村へ譲与されます。

(2) 税率

市民税・県民税均等割と併せて年額1,000円が課税されます。

令和6年度からの市民税・県民税均等割及び森林環境税については、次の表のとおりです。

		令和5年度まで（注1）	令和6年度から
国 税	森林環境税	—	1,000円
県 税	県民税（均等割）	1,500円	1,000円
市 税	市民税（均等割）	3,500円	3,000円
計		5,000円	5,000円

注1 平成26年度より、東日本大震災を教訓とする防災施策のための財源として、県民税500円、市民税500円が加算されていましたが、この措置は令和5年度で終了しました。

(3) 非課税の範囲等

森林環境税の非課税の範囲は、市民税・県民税均等割の非課税の範囲と同様です。

（ア）令和6年中に所得を有しなかった人

（イ）生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

（ウ）障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で令和6年中の合計所得金額が135万円以下の人

（エ）合計所得金額が下記算定額以下の人

○ $28 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族人数} + 1) + 10 \text{ 万円} + (\text{同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 } 16.8 \text{ 万円を加算})$

5 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収の取扱いについて

(1) 退職所得に係る市民税・県民税とは

市民税・県民税は前年中の所得に対して翌年度に課税するのが原則ですが、退職所得に係る市民税・県民税については、他の所得と区分して退職手当等を支払う際に支払者が税額を計算し、退職手当等の金額からその税額を特別徴収して納入することになっています。

納入先は、退職手当等の支払いを受ける年の納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村です。

(2) 納入方法及び納入期限

納入書の「退職所得分」の欄及び裏面の「納入申告書」の各欄に所要事項を記入し、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の翌月10日までに、取扱金融機関等（納入書裏面参照）で納入してください。

また、この特別徴収税額の算出根拠として、「退職所得の特別徴収票」又は「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」（19ページ）を、久喜市役所市民税課までご送付いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

(3) 計算方法

退職所得の金額（1,000円未満の端数切捨て）× 税率 = 退職所得に係る特別徴収税額（100円未満の端数切捨て）

↓ 下記ア～ウのいずれかにより求めた金額 → 10%（市民税6% + 県民税4%）

ア 法人役員等で勤続年数が5年以下の方に支払われる場合

退職所得の金額 = 退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額（右表参照）

イ 法人役員等以外で勤続年数が5年以下の方に支払われる場合（注1）

（ア）退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下の場合

退職所得の金額 = （退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額）× 1 / 2

（イ）退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える場合

退職所得の金額 = 150万円 + {退職手当等の収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)}

ウ 上記以外の方に支払われる場合

退職所得の金額 = （退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額）× 1 / 2

注1 令和4年1月1日以降、法人役員等以外で勤続年数が5年以下の方が支払いを受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税は適用しないこととされました。

<退職所得控除額の計算方法>

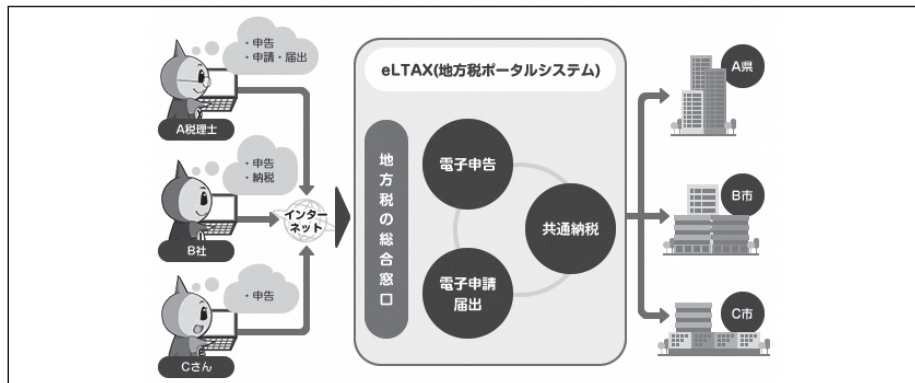
勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※1年未満の端数切上げ

※障がい者になったことに直接起因して退職した場合は、上記により求めた金額に100万円を加算

6 eLTAX (エルタックス) について

eLTAX とは、地方税における手続き（申告や納税等）を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。



利用開始手順(4STEP)

4つの手順で、電子申告、電子納税を行うことができます。

STEP1：利用届出を行います。

STEP2：利用者 ID、暗証番号が発行されます。

STEP3：eLTAX 対応ソフトウェア (PCdesk) を取得します。

STEP4：電子申告、電子申請・届出、電子納税を行います。

eLTAXなら

オフィスでラクラク電子申告

利点：①複数の地方公共団体への書類提出を一括で行うことができます。
(eLTAX で送信すれば、各地方公共団体へ自動的に振り分けられます。)

②給与支払報告書の送信と同時に税務署へ源泉徴収票の提出ができます。

③特別徴収税額通知書を電子データで受信できます。

提出できる書類：給与支払報告書

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

特別徴収切替依頼書

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

退職所得に係る納入申告書 など

※法人市民税、固定資産税等に係る書類も提出できます。

eLTAXなら

オフィスでラクラク電子納税(共通納税システム)

利点：①複数の地方公共団体へ一括で電子納税ができます。

(eLTAX で納付すれば、各地方公共団体へ自動的に振り分けられます。)

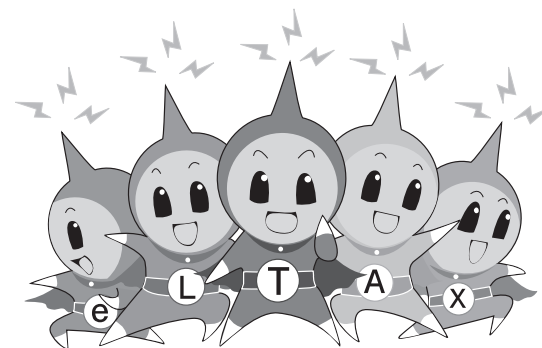
②金融機関窓口等へ行く手間がありません。

③手数料は一切かかりません。

納付できる税目：個人住民税、法人市町村民税等

(電子申告内容に応じた税金を納税することができます。)

領収書について：電子納税では、領収書は発行されませんが、納付済みの確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。



お問い合わせ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

また、eLTAX ご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【eLTAXホームページ URL】 <https://www.eltax.lta.go.jp>

【よくあるご質問】 <https://eltax.custhelp.com>



7 特別徴収税額通知の電子化について

(1) eLTAXを利用した特別徴収税額通知の受取方法

令和6年度から、eLTAXにより給与支払報告書を提出し、個々の納税義務者に提供する体制が整った特別徴収義務者が希望する場合は、特別徴収税額決定通知（納税義務者用）についても電子データでの受け取りが可能となりました。

これにより、eLTAXでの受取方法の選択は下記のとおり変更となりますので、ご注意ください。

	特別徴収義務者用	納税義務者用
①	電子データ（正本）	書面
②	電子データ（正本）	電子データ
③	書面（正本）	書面
④	書面（正本）	電子データ

(2) 受取方法等の変更依頼について

税額通知の受取方法や通知先メールアドレスについて変更を希望する場合は、「特別徴収税額通知の受取方法等の変更依頼書」をご提出ください。

※提出のタイミングにより、反映が間に合わないこともありますのでご了承ください。

(3) 副本データの送付廃止

令和3年度税制改正により、令和6年度から、特別徴収税額決定通知の電子データ(副本)の送付が廃止となりました。

廃止となる副本データについては下記のとおりです。

- ・光ディスク等により給与支払報告書を提出した特別徴収義務者へ送付していた副本データ
- ・eLTAXを経由して給与支払報告書を提出した特別徴収義務者へ送付していた副本データ

8 その他

(1) 納期の特例について

特別徴収税額は、毎月（年 12 回）納入していただくことになっていますが、従業員が常時 10 人未満の事業所については、市長の承認を受けることにより、年 2 回に分けて納入することができます。

納期の特例の適用を受ける場合は、適用を希望する月の前月 20 日頃までに「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出してください。

特別徴収税額	納期限
6～11 月分	12 月 10 日
12～翌年 5 月分	翌年 6 月 10 日

(2) eLTAX 等による給与支払報告書の提出について

基準年（前々年）における税務署への給与所得の源泉徴収票の提出枚数が 100 枚以上であるときは、eLTAX 又は光ディスク等の電子的方法による給与支払報告書の提出が義務付けられています。

なお、副本データの送付廃止により、書き込み用の光ディスクを提出いただいた場合でも、副本データの送付はいたしません。

(3) 各種様式のダウンロードについて

特別徴収に関する各種様式は、久喜市ホームページからダウンロードできます。

【久喜市ホームページ URL】 <https://www.city.kuki.lg.jp>

※下記のページに掲載しています。

[トップページ]→[くらし・手続き]→[申請書ダウンロード]→[税金に関する申請書等]→[個人市県民税（会社用）に関する申請書等]

(4) 納期限を過ぎた場合の延滞金について

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年「7.3%」と「延滞金特例基準割合（注）+1%」のいずれか低い割合、納期限の翌日から 1 月を経過する日の翌日以後については、年「14.6%」と「延滞金特例基準割合+7.3%」のいずれかの低い割合を適用して延滞金を徴収します。この場合における年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合です。

注 「延滞金特例基準割合」とは、平均貸付割合（銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合）に、1%を加算した割合です。なお、令和 2 年 12 月 31 日までは「特例基準割合」と読み替えます。

9 各種様式記載例

納入書記載例

(表面)

例：特別徴収税額(月割額)が10,000円から15,000円に変更された場合

埼玉県久喜市										個人市県民税 納入済通知書(公)									
市区町村コード						口座番号						加入者名							
1	1	2	3	2	1	00160-1-960184						久喜市会計管理者							
令和××年△△月△△日						指定番号						納入金額(1) 円							
令和××年△△月△△日						0123456789						① 10,000							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。						給与分(一括徴収分を含む) ②						15000							
						退職所得分 ③													
						延滞金 ④													
						合計額 ⑤						15000							
納期限 令和××年△△月△△日						(2)													
取りまとめ店																			
(〒330-9794) ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター																			
領収日付印						(特別徴収義務者)						納							
						住所 〒349-1104 又は 埼玉県久喜市栗橋〇〇-△													
						氏名 又は 株式会社 菖蒲													
						名称													

上記のとおり通知します。

(市保管)

※納入書に印字されている特別徴収義務者の名称や所在地、納入金額が変更になった場合であっても、指定番号に変更がなければ、納入書はそのままご使用いただけます。

この納入金額に変更がなければ、②～⑤にはなにも記載せずにそのまま納入してください。

①に変更が生じ、納入金額を訂正するとき、また退職等により、未徴収税額を一括徴収するときのみ②に記載してください。

退職等により退職所得に係る特別徴収税額を納入するときのみ③に記載してください。また、裏面の納入申告書も併せて記載してください。

②～④のいずれかが生じたとき、合計額を⑤に必ず記載してください。

<留意事項>

- (1) 用紙を折ったり曲げたり、汚したりしないでください。
- (2) 黒のボールペンで記載してください。
- (3) 数字は下記の記載例に従って記載してください。
- (4) 数字は所定の枠からはみ出さないよう、注意してください。

<記載例>

良い例

0	/	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

悪い例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上を離さない カギをつけない 丸めない 上をふさがない 横線を離さない 横線を出さない 上に突き出さない・鋭くしない 離さない

令和 年 月 日

お
願
い

ゆうちょ銀行 店長 様
郵便局長

埼玉県久喜市長



公金取扱店(局)指定通知書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の
市民税、県民税及び森林環境税（特別徴収税額）取扱店（局）に指定し
ましたので通知いたします。

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 認可番号 | 東京第202号 |
| 2 口座番号 | 00160-1-960184 |
| 3 加入者の名称 | 久喜市会計管理者 |
| 4 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター |

特別徴収税額を納入する金融機関として、関東各都県及び山梨県
以外に所在する、ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合には、右
の「公金取扱店（局）指定通知書」に、日付、店（局）名を記入の
上、利用店（局）にお届け願います。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

久喜市使用欄

令和 年 月 日 提出 久喜市長 あて	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 — ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号			※市町村ごと に異なります	
		名 称 (氏名)											担当者 連絡先	係			
		代表者 職・氏名												氏名			
		法人番号													電話	—	—

◆誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 令和 年 月 日

事 項	変 更 前 (旧)	※変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※変更項目のみ記入してください。
フリガナ				
所 在 地 (送 付 先)	〒 —		〒 —	
フリガナ				
名 称				
電 話 番 号	— — (内線)		— — (内線)	
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り※ 5. 個人事業化※ 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください】 7. 合併による変更【下欄を記入してください】 8. 分割による変更【下欄を記入してください】 9. その他() ※「4. 法人成り」及び「5. 個人事業化」による変更の場合は、指定番号の新規取得となるため、別途、給与所得者異動届出書の提出が必要となります。			

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 2. 統合・合併・分割先の指定番号()を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 3. 旧特別徴収義務者の指定番号()を継続使用する。 ※ 法人番号が変更となる場合は、指定番号の継続使用はできません。	統合・合併・分割される 事業所	所 在 地	〒 —									
			フリガナ										
			名 称										
			電話番号	— — (内線)									
			法人番号										
			特別徴収義務者 指 定 番 号									※市町村ごと に異なります	

【提出先】 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85番地の3 久喜市役所 市民税課 市民税第2係

【連絡先】 代表電話：0480-22-1111 FAX：0480-23-6905 FAXの場合は、後日、原本の郵送をお願いします。

※各種様式は久喜市ホームページからダウンロードできます。

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
「転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

御注意

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※市記入欄												新年度		現年度	
													他市課税		他市課税
													処 理 済		処 理 済
													普通徴収		普通徴収
													課税なし		課税なし
久喜市長 あて				住所(居所)又は所在地 〒				特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごとに異なります					
令和 年 月 日提出															
給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)				フリガナ				宛 名 番 号							
				氏名又は名称				連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係					
				代 表 者 の 氏 名 職 氏 氏 名						氏 名					
				個 人 番 号 又は法人番号						電 話					
給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日					
受給者番号(整理番号)		フリガナ		円		月から 月から		円		円					
氏 名		(旧姓)		円		月まで 月まで		円		円					
生 年 月 日		昭和 ・ 平成 年 月 日		円		円		円		円					
個 人 番 号				円		円		円		円					
1 月 1 日 現 在 の 住 所				円		円		円		円					
給与の支払を受けなくなった後の住所				円		円		円		円					
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。															
一 括 徴 収 の 理 由						徴 収 予 定									
1. 異動が 令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため (月 日申出)						徴収予定月日		徴収予定額		徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)					
								円		円					
2. 異動が 令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の 希望がないため								円		円					
◎転勤（転職）等による特別徴収届出書															
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)						受給者番号				新しい勤務先では					
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地 〒						連絡先の氏名 及び所属課、 係名並びに 電 話 番 号		課・係		月割額 円を					
フリガナ								氏 名		月分から徴収し、納入します。					
氏 名 又 は 名 称								電 話		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。					
代表者の職・氏名										納入書 要 ・ 不要					
個人番号又は法人番号															
eLTAXにて当該年度の給与 支払報告書を提出した実績 (他市区町村を含む)						有 ・ 無		eLTAX提出実績が有の場合、 税額通知の受取方法の希望		特別徴収義務者用：電子・書面 納 税 義 務 者 用：電子・書面					
								通知先 メールアドレス (電子の場合)		eLTAX利用者 ID (電子の場合)					

【提出先】 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85番地の3 久喜市役所 市民税課 市民税第2係

【連絡先】 代表電話：0480-22-1111 F A X：0480-23-6905 F A Xの場合は、後日、原本の郵送をお願いします。《FAX送信する書類には、個人番号(マイナンバー)を記載しないでください》

※各種様式は久喜市ホームページからダウンロードできます。

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

御注意

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

黒のボールペン又はペンで記載してください。

転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※市記入欄															新年度			現年度			
															他市課税		他市課税				
															処 理 済		処 理 済				
															普通徴収		普通徴収				
															課税なし		課税なし				
久喜市長 あて 令和 年 月 日提出										住所(居所)又は所在地		〒			特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごとに異なります		
給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)										フリガナ					宛 名 番 号						
										氏名又は名称					連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係				
										代 表 者 の 職 ・ 氏 名							氏名				
										個 人 番 号 又は法人番号							電話				
給 与 所 得 者										(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異動年月日					
受給者番号(整理番号)		フリガナ					円		月から		月から		・ ・								
		氏 名		〔旧姓〕					月まで		月まで										
生 年 月 日		昭和 ・ 平成		年 月 日					円		円										
個 人 番 号																					
1 月 1 日 現在の住所																					
給与の支払を受けなくなった後の住所																					
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。																					
一 括 徴 収 の 理 由										徴 収 予 定											
1. 異動が 令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため (月 日申出)										徴収予定月日			徴収予定額			徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)					
2. 異動が 令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の 希望がないため													円			円					
◎転勤（転職）等による特別徴収届出書																					
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)										受給者番号					新しい勤務先では						
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地										〒					月割額 円を						
フリガナ										連絡先の氏名 及び所属課、 係名並びに 電 話 番 号					月分から徴収し、納入します。						
氏 名 又 は 名 称															新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。						
代表者の職・氏名															納入書 要 ・ 不要						
個人番号又は法人番号																					
eLTAXにて当該年度の給与 支払報告書を提出した実績 (他市区町村を含む)										有 ・ 無		eLTAX提出実績が有の場合、 税額通知の受取方法の希望			特別徴収義務者用：電子・書面 納 税 義 務 者 用：電子・書面			通知先 メールアドレス (電子の場合)		eLTAX利用者 ID (電子の場合)	

【提出先】 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85番地の3 久喜市役所 市民税課 市民税第2係

【連絡先】 代表電話：0480-22-1111 F A X：0480-23-6905 F A Xの場合は、後日、原本の郵送をお願いします。《FAX送信する書類には、個人番号(マイナンバー)を記載しないでください》

※各種様式は久喜市ホームページからダウンロードできます。

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

御注意

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

黒のボールペン又はペンで記載してください。転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

給与支払報告書 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※市記入欄															新年度			現年度																	
															他市課税		他市課税																		
															処 理 済		処 理 済																		
															普通徴収		普通徴収																		
															課税なし		課税なし																		
久喜市長 あて										住所(居所)又は所在地					〒		特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごとに異なります																
令和 年 月 日提出										フリガナ					宛 名 番 号																				
給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)										氏名又は名称					連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号					課・係		氏名													
										代 表 者 の 職 ・ 氏 名																									
										個 人 番 号 又は法人番号										電話															
給 与 所 得 者										(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1月 から退職時までの 給 与 支 払 額													
受給者番号(整理番号)										フリガナ		円		月から		月から		・ ・		1. 特別徴収継続		円													
氏 名										(旧姓)		円		月から		月から		・ ・		1. 一括徴収 (1月以降は必須)		円													
生 年 月 日										昭和 ・ 平成 年 月 日		円		月まで		月まで		・ ・		2. 普通徴収 (理由)		円													
個 人 番 号												円		円		円		・ ・		3. 普通徴収 (理由)		円													
1 月 1 日 現 在 の 住 所												円		円		円		・ ・		4. 普通徴収 (理由)		円													
給与の支払を受けな くなった後の住所												円		円		円		・ ・		5. 普通徴収 (理由)		円													
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。															1. 退職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. そ の 他 (特別徴収不可)							※「6. 死亡」による退職の場合は、普通徴収となります。 ※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、普通徴収 理由欄に普通徴収該当事由等を必ずご記入ください。													
一 括 徴 収 の 理 由															徴 収 予 定																				
1. 異動が 令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため (月 日申出)															徴収予定月日							徴収予定額							徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)						
2. 異動が 令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の 希望がないため																						円							円						

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)										受給者番号					新しい勤務先では					※電子受取を希望される場合は、それぞれ 下記の項目が必須となります。 特別徴収義務者用通知 ・通知先メールアドレス 納税義務者用通知 ・通知先メールアドレス ・受給者番号 また、eLTAX で提出先自治体に久喜市 を登録されていない場合は、利用届出(変 更)により久喜市を追加してください。 当市に給与支払報告書の提出がなく、 受取方法について指定がない場合には、 書面で通知します。																								
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地										〒					連絡先の氏名 及び所属課、 係名並びに 電 話 番 号					課・係					月割額					円を														
フリガナ																				氏 名					月分から徴収し、納入します。																			
氏 名 又 は 名 称																									新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。																			
代表者の職・氏名																									電 話					納 入 書 要 ・ 不 要														
個人番号又は法人番号																																			eLTAX利用者 ID (電子の場合)									
eLTAXにて当該年度の給与 支払報告書を提出した実績 (他市区町村を含む)										有 ・ 無					eLTAX提出実績が有の場合、 税額通知の受取方法の希望					特別徴収義務者用：電子・書面 納 税 義 務 者 用：電子・書面					通知先 メールアドレス (電子の場合)																			

【提出先】 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85番地の3 久喜市役所 市民税課 市民税第2係

【連絡先】 代表電話：0480-22-1111 F A X：0480-23-6905 F A Xの場合は、後日、原本の郵送をお願いします。《FAX送信する書類には、個人番号(マイナンバー)を記載しないでください》

※各種様式は久喜市ホームページからダウンロードできます。

特別徴収切替依頼書													市処理日	／	【久喜市使用欄】						
令和 年 月 日 提出 久喜市長 あて			給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 —										特別徴収義務者 指 定 番 号		新規の場合、納入書（ 要 ・ 不要 ）			新規	
				フリガナ																	
				名 称 (氏名)											担当者 連絡先	係					
				代表者の 職・氏名												氏名					
				法人番号														電話	— —		
給与所得者	フリガナ									旧 姓		普 通 徴 収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。 〔 １ ・ ２ ・ ３ ・ ４ 〕期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。								
	氏 名																				
	受給者番号																				
	生 年 月 日		昭和 ・ 平成 年 月 日							特 別 徴 収 開始予定月		月分（ 月 日納期分）から 特別徴収を開始します。									
	1月1日現在の住所		〒 — 久喜市							届 出 理 由											
	現在の住所		〒 — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。							月 割 額 の 連 絡		下表を確認の上、必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに月割額の連絡が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。									
eLTAXにて当該年度の給与支払報告書を提出した実績 (他市区町村を含む)			有 ・ 無		eLTAX提出実績が 有の場合、税額通知の 受取方法の希望		特別徴収義務者用： 電子 ・ 書面 納 税 義 務 者 用： 電子 ・ 書面					※電子受取を希望される場合は、それぞれ下記の項目が必須となります。 特別徴収義務者用通知 ・通知先メールアドレス 納税義務者用通知 ・通知先メールアドレス ・受給者番号 また、eLTAXで提出先自治体に久喜市を登録されていない場合は、利用届出(変更)により久喜市を追加してください。 当市に給与支払報告書の提出がなく、受取方法について指定がない場合には、書面で通知します。 《特別徴収開始月及び特別徴収税額通知書発送日》									
電子の場合	通知先メールアドレス																				
	eLTAX利用者ID																				

【添付書類】
普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】
1 普通徴収の納期限を過ぎたものは、給与からの特別徴収への切替ができません。
本人が納めるように必ずお伝えください。
2 65歳以上の方の年金所得に係る税額は、給与からの特別徴収への切替ができません。
3 本人が未申告のため課税資料がない等の理由により、特別徴収を開始できない場合があります。
4 新年度6月分からの特別徴収を希望する場合は、この切替依頼書を4月15日までに提出してください。

【提出先】 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85番地の3 久喜市役所 市民税課 市民税第2係
【連絡先】 代表電話：0480-22-1111 FAX：0480-23-6905 FAXの場合は、後日、原本の郵送をお願いします。

依頼書受領日	特別徴収開始月	通知書発送日
毎月1日～15日	翌月	当月末
毎月16日～月末	翌々月	翌月末

【久喜市使用欄】		処理日
口 座 停 止	要(過年随)・不要	/
月 割 額 T E L	要・不要	/
納 付 書 添 付	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 随	
保 留	未申告・被扶養・他()	

※各種様式は久喜市ホームページからダウンロードできます。

